

第1部 持続可能な滋賀社会を目指して

第1章 滋賀県の環境行政の枠組み —第三次滋賀県環境総合計画—

県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年（2009年）12月、滋賀県環境基本条例に基づき「第三次滋賀県環境総合計画」を策定しました。この計画では、おおむね一世代後である平成42年（2030年）を想定し、「持続可能な滋賀社会」を目指すべき将来の姿と位置づけ、その実現を図るために「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」という2つの長期的な目標と、施策の基本方向を定めています。

目指すべき将来の姿

〈環境政策課〉

目指すべき将来の姿「持続可能な滋賀社会」は、琵琶湖をはじめとする滋賀の環境と生態系が健全に保たれ、バランスのとれた経済発展を通じて、県民すべての生活の質の向上が図られている豊かで安全な社会を想定しています。

■自然・気候

春夏秋冬での、季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。また、琵琶湖や流域河川では在来の魚貝類でにぎわい、生物多様性が確保されています。

■産業

高品質な近江米、近江牛、近江茶などが地域ブランドとして確立するとともに、農産物の消費や木材の利用では県産物へのニーズが高まり、地産地消が進んでいます。

また、環境、健康福祉、観光、バイオ、ITなどの分野で中核企業を軸にしたクラスターが形成され、産業が活性化しています。特に、省エネ技術や環境汚染対策技術を扱う企業が多く立地しています。

■まちづくり

公共交通や自転車歩行者道の基盤整備により、バス・鉄道などの利用者が増え、自動車利用が減ることにより誰にとっても安全でゆとりのあるまちづくりが進んでいます。

また、適正な規模と形態でコンパクトなまちづくり（都市機能の集約化）が進んでおり、住民が交わる機会が増え、地域の課題を自分たちで解決する機運が高まっています。

■暮らし

人々は家族や地域、世代間のつながりを大切にし、交流を深め、支え合いながら生活しています。また、フナやシジミなどの漁獲量が増え、琵琶湖の魚貝類を日常的に食べることができるようになっていきます。



自然・気候



産業



まちづくり



暮らし

目指すべき将来の姿（2030年持続可能な滋賀社会）

第三次滋賀県環境総合計画

〈環境政策課〉

持続可能な滋賀社会の実現を図るため、「第三次滋賀県環境総合計画」では「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」という2つの長期的な目標と、施策の基本方向を定めています。

●長期的な目標

■低炭素社会の実現

2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量が50%削減（1990年比）されていることを目指します。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）をはじめとする科学的知見や、国際社会における動向を踏まえつつ、県民の生活と産業の基盤、琵琶湖をはじめとする環境を守るため、温室効果ガス排出量が大幅に削減される社会を目標として掲げました。

この目標の実現に向けて、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」を平成24年3月に策定しました。

琵琶湖環境の再生

琵琶湖流域および周辺で健全な生態系と安全・安心な水環境を確保し、遊・食・住などの人の暮らしと琵琶湖の関わりを再生することを目指します。

生物多様性を確保し、様々な在来種でにぎわう生命あふれる琵琶湖の再生と、人々が琵琶湖に学び、恵みを味わい、湖畔で遊び、リフレッシュして自然との共生を体験し、人々が琵琶湖とつながり、関わり合いを深めていくことを目標として掲げました。

琵琶湖環境の再生の目標は、琵琶湖総合保全の指針であるマザーレイク21計画第2期計画（平成23年10月策定）の中で、具体化しました。

多様な環境施策の展開

第三次滋賀県環境総合計画に基づき持続可能な社会づくりの基礎となる、環境学習などの「人育ち・人育て」、住民参加や産業・まちづくり、調査研究などの「基盤づくり」、そして「自然環境」や「廃棄物・資源循環」など、6つの環境分野別に施策の方向性を示し、様々な環境施策を展開しています。

また、各環境施策の展開に関連する数値指標を設定し、計画の進行管理に活用しています。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/d/suisei/sougou.html>

